

# 令和3年 鱒ヶ沢町農業委員会 第5回定例総会会議録

令和3年5月10日（月）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 11名

1番 兼岡 正英	10番 兼平 昭光
2番 神 文人	11番 對馬 孝
3番 三上 三樹	12番 木村 重美
4番 佐藤 松子	13番 工藤 清
5番 木村 暢子	
7番 工藤 修二	
8番 工藤 文信	
9番 井上 豊久	

◎欠席委員 1名

6番 木村 賢一

事務局	1. 開会 ただ今より令和3年第5回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中12名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命  会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の神文人委員、7番の工藤修二委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長  事務局	<p>4. 諸般の報告  諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号  令和3年4月14日  令和3年度西・つがる地区農業委員会連絡協議会総会  場 所：つがる市役所3階会議室  出席者：工藤清会長、兼岡正英職務代理、事務局（田村）</p> <p>※ 昨年度、深浦町で開催予定でしたがコロナで中止になったので、今年度は、8月20日（金）深浦町で開催する計画である。</p> <p>報告第2号  令和3年4月22日  農地移動適正化あっせん委員会  場 所：鱈ヶ沢町役場第1委員会室  出席者：兼平昭光委員、佐藤正由推進委員、事務局（齊藤、太田）</p> <p>報告第3号  令和3年4月23日  農地法第3条許可申請に係る事前調査会  場 所：湯舟町字若山地内 外2件  出席者：兼岡正英委員、神文人委員、茶谷秀光推進委員、事務局（齊藤、齋藤）</p> <p>報告第4号  令和3年4月23日  令和3年度鱈ヶ沢町農業再生協議会第1回通常総会  場 所：鱈ヶ沢町役場第4委員会室  出席者：事務局（齊藤）</p> <p>以上、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程  議案の上程を致します。</p> <p>議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p>

議長	<p>議案第18号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>以上2議案を上程致します。</p>
事務局	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。議案第17号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第17号番号15番から番号17番について説明致します。</p> <p>番号15  農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字大曲164番地  地目 登記簿 畑  現況 畑  面積 542㎡  外 1筆 合計2筆  合計面積 14,675㎡  3条無償移転  譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  贈与による所有権移転です。</p> <p>番号16  農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字雲雀野1番地7  地目 登記簿 畑  現況 畑  面積 2,404㎡  外 1筆 合計2筆  合計面積 5,162㎡  3条有償移転  譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  売買による所有権移転です。</p> <p>番号17  農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字若山209番地  地目 登記簿 田  現況 田  面積 6,609㎡  外 田2筆 畑2筆 合計5筆  合計面積 田44,794㎡ 畑2,762㎡ 47,556㎡  3条有償移転  譲渡人と譲受人は記載のとおりです。  農地移動適正化あっせんによる売買での所有権移転です。</p> <p>以上3件を申し上げましたが、資料5頁をご覧ください。  第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。  番号15番は現在野菜を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。</p>

事務局	<p>番号16番は現在りんごを栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。</p> <p>番号17番は現在大豆等を栽培しており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画とのことです。</p> <p>番号15番から番号17番の所有権移転につきましては4月23日、農業委員の兼岡正英委員、神文人委員、茶谷秀光推進委員と事務局が現地を確認しまして、周辺の農地の利用状況を確認しております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局より番号15番から番号17番について説明がありましたが、番号17番についてあっせん委員会を開催しております。</p> <p>今回のあっせん委員にあたった佐藤正由推進委員より結果報告をお願いします。</p>
佐藤推進委員	<p>それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。</p> <p>議案第17号17番をご覧ください。</p> <p>譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。</p> <p>譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。</p> <p>譲渡人所有の湯舟町字若山209番、登記簿地目・現況とも田で、その面積が6,609㎡外、田2筆、畑2筆で、合計面積が47,556㎡の移動に関して、令和3年4月22日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。</p> <p>会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の兼平昭光委員の2名です。</p> <p>本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を951万1,200円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。</p> <p>なお、10アール当たりでは、20万円となります。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは議案17号番号15番から番号17番について早速審議に入ります。</p> <p>議案17号番号15番から番号17番につきましてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>「異議なし」という声あり</p>
議長	<p>異議なしとのことです。採決致します。議案17号番号15番から番号17番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案17号番号15番から番号17番農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。</p>

議長

それでは議案第18号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第18号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。6頁をご覧ください。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m <sup>2</sup>
	畑	0 m <sup>2</sup>
	樹園地	0 m <sup>2</sup>
	計	0 m <sup>2</sup>

2. 利用権設定

再設定	4件	31,406 m <sup>2</sup>
新規	10件	35,103 m <sup>2</sup>
計	14件	66,509 m <sup>2</sup>

契約内訳

3年未満の契約	1筆	7,029 m <sup>2</sup>
3年から5年契約	21筆	30,365 m <sup>2</sup>
6年から9年契約	0筆	0 m <sup>2</sup>
10年以上の契約	13筆	29,115 m <sup>2</sup>
計	35筆	66,509 m <sup>2</sup>

貸手・借手内訳

貸手農家	14名
借手農家	12名

地目別面積

田	66,509 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	66,509 m <sup>2</sup>

3. 総地目別面積

田	66,509 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>
樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	66,509 m <sup>2</sup>

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m <sup>2</sup>
畑	0 m <sup>2</sup>

樹園地	0 m <sup>2</sup>
計	0 m <sup>2</sup>

それでは7頁をお開き下さい。  
利用権の設定の詳細について説明いたします。

番号106

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字後口田7番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 7,053 m<sup>2</sup>

外 1筆 合計2筆

合計面積 7,845 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号107

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字上高根山438番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,367 m<sup>2</sup>

外 1筆 合計2筆

合計面積 1,411 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです

利用目的 田

期間 10年

賃貸料 全部で20,000円、法定相続人と契約しております。

番号108

農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦荻町字上菖蒲沢13番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,254 m<sup>2</sup>

外5筆 合計6筆

合計面積 12,417 m<sup>2</sup>

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 全部で3俵、法定相続人と契約しております。

番号109

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生68番地4

地目 登記簿 田

現況 田

面積 715 m<sup>2</sup>

外 2筆 合計3筆  
合計面積 1, 001 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 4年11ヶ月  
賃借料 10a 当り 1俵 (玄米) で契約しております。

番号110  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字浜横沢町字応坂9番地4  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 78 m<sup>2</sup>  
外1筆 合計 2筆  
合計面積 323 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田 (アスパラ)  
期 間 10年  
使用貸借で契約しております。

番号111  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字谷口77番地22  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 4, 590 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 10年  
賃借料 10a 当り 1俵 (玄米) で契約しております。

番号112  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字早田223番地1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 507 m<sup>2</sup>  
外1筆 合計 2筆  
合計面積 5, 663 m<sup>2</sup>  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃借料 10a 当り 1.5俵 (玄米) で契約しております。

番号113  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢59番地1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 657 m<sup>2</sup>

外 7 筆 合計 8 筆  
合計面積 5, 481 m<sup>2</sup>  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5 年  
賃借料 10 a 当り 1 俵 (玄米) で法定相続人と契約しております。

番号 114  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字早田 278 番地 1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 2, 164 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5 年  
賃借料 10 a 当り 15, 000 円で契約しております。

番号 115  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字早田 254 番地 1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 1, 025 m<sup>2</sup>  
外 3 筆 合計 4 筆  
合計面積 5, 576 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5 年  
賃借料 10 a 当り 15, 000 円で契約しております。

番号 116  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢 188 番地 1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 2, 635 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5 年  
賃借料 10 a 当り 1 俵 (玄米) で契約しております。

番号 117  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢 81 番地  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 4, 453 m<sup>2</sup>  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

事務局	<p>利用目的 田          期 間 10年          賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。</p> <p>番号 118          農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字姥袋 33 番地          地 目 登記簿 田          現 況 田          面 積 5,921㎡          新規設定          利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。          利用目的 田          期 間 10年          賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。</p>
議 長	<p>番号 119          農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字大曲 161 番地 1          地 目 登記簿 田          現 況 田          面 積 7,029㎡          新規設定          利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。          利用目的 田（大豆）          期 間 令和 4 年 3 月 31 日まで          賃借料 全部で 140,000 円で契約しております。</p> <p>以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>それでは議案第 18 号について審議に入ります。          議案第 18 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。          なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議 場	「異議なし」という声あり
議 長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第 19 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 場	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので議案第 19 号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。
7. 閉会	<p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。（午前 10 時 30 分）          これをもちまして、令和 3 年第 5 回定例総会を閉会いたします。          その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>

事務局

8. その他

- ・次回の総会は6月10日（木）午前10時に開催予定。

議長

その他、特になければ、これで全日程を終了いたします。  
皆様、お疲れさまでした。

会 長 工 藤 清

会議録署名者 神 文 人

” 工 藤 修二

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_